(仮称) 由利本荘市中小企業振興基本条例(案) 逐条解説

由利本荘市は、雄大な自然と歴史に培われた文化を有し、豊かな地域資源と人材に恵まれたまちである。

本市の中小企業(小規模企業を含む。以下同じ。)は、地域経済の根幹を成し、 雇用の創出、地域社会の活性化、生活の基盤として重要な役割を担っている。しかしながら、人口減少や高齢化、事業承継の困難、経済情勢の変化などにより、 中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした中にあっても、本市の持続的発展のためには、中小企業が持つ個性豊かなその創意と活力を発揮し、地域とともに成長し続けることが必要である。市は、中小企業の持続的な発展と地域の活性化を図るため、事業者、支援機関等の関係機関及び市民と連携し、中小企業の振興に関する基本的な理念を共有し、その実現に向けた取組を一体的かつ継続的に推進するため、この条例を制定する。

【解説】

前文では、本市の中小企業が果たす役割と直面している課題を踏まえ、本条例の制定目的を明示しています。中小企業の地域経済における役割を確認するとともに、事業者、金融機関、支援機関、大学及び市民等の連携により、持続可能な地域経済を構築するという意志が込められています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し基本理念を定め、市、関係機関及び 市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることに より、中小企業の持続的発展と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

【解説】

本条例の基本的な目的を定めた条文です。中小企業の支援を通じて、市全体の経済と市民の暮らしの向上につなげるという、行政施策の方向性を明確にしています。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1)中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項 に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有する者
 - (2) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業 家同友会その他中小企業の振興を目的とする団体

- (3)大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有する者
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他中小企業への金融支援を行う機関
- (5) 支援機関 中小企業の支援を行う機関及び団体(中小企業関係団体及び金融機関を除く)
- (6) 学校機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって、市内に存する学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等
- (7) 市民 市内に居住し、又は勤務する者

【解説】

本条では、条例において使用される用語のうち、その意味するところを明確に 定める必要があるものについて規定しています。使用される用語の共通理解を 図ることで、具体的な施策や役割分担が明確になります。

(基本理念)

- 第3条 中小企業振興は、次に掲げる理念に基づき行うものとする。
 - (1) 中小企業者の自主的な経営努力を尊重すること
 - (2) 地域社会との共生及び地域資源の活用を図ること
 - (3) 多様な人材の活用と働きがいのある職場環境の整備を促進すること
- (4)持続可能な経営、BCP等の環境変化への対応及びイノベーションを支援 すること

【解説】

中小企業支援の基本姿勢として、経営努力の尊重や地域共生、多様な人材の活用など、現代的な価値観に即した理念が示されており、これらに基づいて政策を推進することが求められます。この理念は、中小企業だけでなく、市民や支援機関も共有すべき価値観となります。

(市の青務)

第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、必要な情報提供及び環境整備に努めるものとする。

【解説】

市の責務について規定しています。市は、基本理念に沿って総合的かつ計画的に施策を推進し、必要な情報提供や環境整備にも努める義務があります。これによって、市行政がリーダーシップを持ち、中小企業支援活動全体を牽引していく姿勢が示されています。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、自主的な経営努力を行うとともに、常に情報収集を行い、経済的社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、次に掲げる 事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 経営基盤の強化と経営の革新
- (2) 市の施策への協力
- (3) 地域社会の一員としての社会的責任と貢献
- (4) 市内産品やサービスの利用促進
- (5) 産学官金連携による新産業の創出と人材育成
- (6) 教育機関の職場体験やキャリア教育への協力

【解説】

中小企業の役割について詳細に規定しています。中小企業者には、自主努力による経営基盤強化や地域社会への貢献など、多面的な取り組みが求められます。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、それぞれの立場で中小企業の自主的努力を支援し、市の施策と連携して振興に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業関係団体の役割について詳細に規定しています。中小企業の自主的 努力の支援及び市との連携による振興が期待されています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業との共存共栄を図り、適正な取引と連携を通じて地域経済の発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

大企業の役割について詳細に規定しています。中小企業との共存共栄及び適 正取引など、地域経済の発展に向けた役割分担が期待されています。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業に対する円滑な資金供給のほか、創業支援及び事業承継の促進、経営相談等を通じて振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

金融機関の役割について詳細に規定しています。円滑な資金供給や創業支援、 経営相談など、多角的な金融サービス提供によって、中小企業の資金調達環境改 善と成長促進につながる仕組み作りが求められています。

(支援機関の役割)

第9条 支援機関は、中小企業の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

支援機関の役割について詳細に規定しています。それぞれの専門性を生かし、 中小企業の経営支援を行うとともに、必要に応じて異業種や他事業者との連携 が図られるよう努めていただくものとしています。

(教育機関の役割)

第10条 大学・学校等の教育機関は、産学官金連携による研究や人材育成、キャリア教育への協力を通じて中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

教育機関の役割について触れており、人材育成や産学官連携による研究活動、 キャリア教育への協力など、多方面から中小企業振興へ寄与することが期待されています。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、この条例の基本理念にのっとり、中小企業が市民生活の安定 や地域社会の活性化に果たす重要な役割について理解を深めるよう努めると ともに、地元企業が提供する製品やサービスの積極的な利用、地元店舗での買 い物、地域イベントへの参加などを通じて、中小企業の健全な成長及び発展に 協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業に関する市民の理解及び協力について規定しています。市民一人ひとりが地元産品利用や地域イベント参加などを通じて、中小企業支援へ積極的に関わることが重要だというメッセージです。

(基本施策)

- 第12条 市は、次の事項に重点を置いて中小企業の振興施策を推進するものとする。
 - (1)経営基盤の強化及び経営の革新
 - (2) 創業・第二創業、事業承継支援の促進
 - (3) 人材の育成及び雇用の創出
 - (4) 地域資源を活用した商品・サービスの開発

- (5) デジタル技術の活用及び生産性向上
- (6) BCP等危機管理体制の構築
- (7) 販路開拓・広報の支援
- (8) 産学官金連携の推進

【解説】

基本施策の重点施策として「経営基盤強化」「創業促進」「人材育成」「地域資源活用」など多岐にわたる具体項目を挙げており、市としてもこれらテーマごとの具体的施策展開を約束しています。

(基本計画の策定)

- 第13条 市長は、この条例に基づき、(仮称) 由利本荘市中小企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。
- 2 基本計画には、目標、重点施策、推進体制及び評価方法等を定めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定・変更したときは、公表するものとする。

【解説】

基本計画に基づく施策展開の必要性を定めたもので、公表義務も設けています。 条例が単なる理念に終わらないよう、具体的な実行計画を策定・推進することを 義務付けています。

(施策の検証及び意見聴取)

第14条 市は、基本計画に基づく施策の実施状況について定期的に検証し、中 小企業及び関係団体等の意見を反映させ、必要に応じて施策の改善を行うもの とする。

【解説】

実効性の担保のため、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルの導入を明文化した条文です。透明性と柔軟性のある行政運営を講じる仕組みとなっています。

(財政上の措置)

第15条 市は、本条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、財政措置について市が果たすべき立場をより強く位置付けるための 条項で、事業実施に必要な予算確保に努めることを規定しています。 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。